

環境審査顧問会自然環境分科会

議事録

1. 日 時：平成22年3月24日（水）14：00～15：30

2. 場 所：経済産業省本館2階 2西8共用会議室

3. 出席者

（顧問）

渡辺主査、川路顧問、河野顧問、関島顧問

（経済産業省）

吉田統括環境保全審査官、河合環境審査班長 他

4. 議 題： 鹿島共同火力株式会社鹿島共同発電所5号機設置計画に係る環境影響評価準備書について

補足説明資料について

環境影響評価準備書に係る審査書（案）について

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配布資料の確認

（3）鹿島共同火力株式会社鹿島共同発電所5号機設置計画に係る環境影響評価準備書について、事務局から「環境審査顧問会現地調査における質問事項への回答」及び「補足説明資料」について説明を行った。また、「審査書（案）」について説明を行った後、質疑を行った。

（4）閉会の辞

6. 質疑内容

< 補足説明資料について >

【顧問】現地調査の場で食痕と重要種の関係で質問したのは、食べたのがオオタカかハイタカか分からない段階で整理されているということだが、こんなに食痕があるのにただ「通過」だけで済ませて良いのかという説明上の矛盾が生じている。通過したことがメインならば、この食痕はミサゴの可能性もあるのではないか。

【経産省】食痕がムクドリ等の羽であるため、オオタカかハイタカではないかというのが事業者の見解である。

【 顧 問 】これだけ食痕の点が多いと、果たして通過のみという説明で通るものなのか疑問である。

【 経 産 省 】我々もその点についてご意見を伺いたいところである。事業者側の判断としては高度な利用ではないという説明である。

【 顧 問 】1月30～31日だけでこれだけの数が見つかったのか。

【 経 産 省 】食痕を確認したのは2日間の調査時であるが、それ以前のある期間の食痕が残っていたものと思われる。

【 顧 問 】×印ひとつが一羽分の食痕ということは考えられるのか。写真は無いのか。

【 経 産 省 】それぞれがどのようなものか確認していないので分からないが、羽のようなものということである。×印ひとつが一羽分の食痕ということでは必ずしもなく、ばら撒かれているケースもあるかもしれない。写真は入手していない。

【 顧 問 】×印と×印の間隔は大体100～200mあるようだが、猛禽類は捕ってから1箇所に運んで羽をむしって食べるため、2mくらいの範囲内に羽が散乱する。この資料の間隔では、逆にこの場所をこれだけよく使っていたという証拠になる。

【 経 産 省 】図に示されたスケールと比較すると、間隔は最も狭い箇所でも10m位はあるようだ。

【 顧 問 】大体1～2mの範囲内に羽が散乱するものなので、離れた箇所に持って行って調理することは考えにくい。食痕がこんなに集中してあるなら、獣にやられたとも考えられる。猛禽の食痕と決め付けているが、写真を見たい。

【 経 産 省 】写真があるのか確認していないが、もしあるようなら示したい。現時点ではこの資料程度の情報しかない。

【 顧 問 】この資料だけで意見を言うのは難しいが、食痕が仮にムクドリ等の小型鳥類で、これだけの食痕が残っているとして、飛翔はオオタカ、ハイタカについて確認したということだが、この立地環境や小型鳥類の捕食と考えると、ハヤブサの可能性もある。ハヤブサはこのような構造物のある環境を好み、よく採餌環境として利用されていることが確認されている。

【 経 産 省 】準備書ではハヤブサも同様に飛翔確認のみということで、予測対象種から外している。準備書 p8.1.3-29 に全ての重要な鳥類の確認状況を記載してあるが、補足説明資料ではその図からオオタカ、ハイタカに関するものを抽出した図になっている。p8.1.3-31 の下部に説明があるが、このような状況を踏まえ、上空の飛翔通過のみの3種を除く種について予測評価している。

【 顧 問 】ハヤブサは飛翔が確認されなくても、構造物に隠れていて早朝などに狩りをすることがある。私の大学でもハヤブサが建物に隠れて止まっていてハトなどを狙ってい

る。ちょっとした所に止まっているので、定常調査ではなかなか確認できないものである。飛翔確認だけで論ずるのは難しいと思う。×印が個別の食痕として、さらに発見されていないことも考慮すると、構内は猛禽類の重要な餌場になっている可能性もあると言える。

【経産省】今回用意した審査書については、準備書のストーリーを踏まえ妥当であるという記載とした案としている。この辺りは、予測対象として加えた方が望ましいとするか、加えるべきとするか、悩んだところである。

【顧問】ここの餌場としての場所は、何か影響の出る工事をするのか。

【経産省】食痕のあった場所は工事区域にはなっていない。仮に予測したとしても他の鳥類と同様に「影響は少ない」という結果になると思われるが、現状ではそもそも予測しないという評価になっている。

【顧問】基本的に繁殖場としての利用はなく、従来のパターンで餌場として利用していたとしても、緑地を残しているので餌になる鳥も飛んで来るということか。

【経産省】営巣等の高度な利用がないことは間違いないと思う。予測対象から外す程の利用度が低い状況かどうかは悩んでいるところである。

【顧問】資料2について、資料の表題が「猛禽類」、冒頭は「鳥類」、主に「オオタカ、ハイタカ」、さらに「動物」への措置となっており、分かりにくいので記載の整理をお願いしたい。第三段落の表現についても、動物への影響を低減する措置を講じたからハイタカ、オオタカへの影響も少ないとしているが、もう少し工夫した記載を検討していただきたい。

【経産省】事業者としてはオオタカ、ハイタカを予測対象から外したので、それに対する措置として記載している訳ではない。動物への措置が結果的にオオタカ、ハイタカに対する措置にもつながる、という主旨である。確かに分かりにくい記載になっていると思う。

【顧問】他の動物にとっては不利になるかも知れない、ということも考えられる。

< 審査書(案)について >

【顧問】審査書 p10～11 の文章について、ネアカヨシヤンマなどは、「対象事業実施区域内に生息に適した水環境がみられないので影響がない」とあり、トラマルハナバチなどは「対象事業実施区域内に生息に適した草地が存在するので影響がない」とある。逆の理由なのに結果は「影響がない」と同じになっているのは、少しおかしく思える。

【経産省】ネアカヨシヤンマなどは生息に適した環境が元から実施区域内にないので影響がな

い、トラマルハナバチなどは実施区域内に生息に適した環境はあるが、今回の工事では手を加えないので影響がない、という意味であったが、ご指摘のとおり説明不足であると思う。説明を詳しくするなど、表現を検討する。

【 顧 問 】例えば審査書 p10 で、カワセミやヒヨドリについて「生息に適した環境がみられない」とあるが、何をもって適していないとしているのか判断基準が不明瞭である。結局、最後は「影響が少ない」という結論にもっていくためにこのように書いているように読める。繁殖しているといっても周辺に繁殖場所が確保されているので影響は少ないという記述もできてしまうわけで、事業者は何をもって影響あり、なしと最終的に判断しているのか私には分からない。答えありきの文章になっているように感じる。その根拠を論理的に示していただきたい。

【 経 産 省 】どのレベルから「影響が少ない」とするのかについては、事業者ごとに状況も違い、判断基準も違うので難しい。一般的には、営業していることが明らかな場所であって、そこで伐採等を行うのであれば影響があるとされ、それに対して保全措置を行うことで、一定の影響低減効果があると判断していくことになる。動物については定量的な示し方は難しいと思う。今回はそもそも手を加える場所に生息に適した場所が少なく、影響も少ない、という事業者の判断を受けた審査書となっている。影響が「全くない」とか「ほとんどない」ということに明確にラインを引くのは難しい。

【 顧 問 】この程度の規模のリプレースであれば影響が出ることはほとんどないと思うが、どのくらいの範囲を含めて考えるのかを定義付けしてほしい。構造物を作る場所だけに限定した評価では、おそらく影響は考えにくいだが、他地点で、土砂運搬に係る影響が出るケースがあった。

【 経 産 省 】対象事業実施区域の中でも手を加える箇所は一部だけであり、その他は現状のままなので影響が少ないとしている。何も無いところを切り開く新規地点とは違い、リプレース事業の地点では現状ではこの程度の表現となっている。

【 顧 問 】まだ「影響は少ない」ので救われる。直接、物理的なダメージがない場合には「少ない」としているようだが、中には、p12 のマツバランやヤマユリなどのように「影響がない」とされているものもある。余程のことがないと「影響がない」とは書けないはずである。

【 経 産 省 】植物ということもあって、その場所には生息していないので「ない」と書いた。影響が全くゼロとは言い切れないが、ほとんどないと考えて良いものを「ない」と表現している。動物では「ない」とは言い切れないので「少ない」とした。

【 顧 問 】なるべく記述は「少ない」「ほとんどない」としておいては如何か。審査書 p10～

11の文章中で、1固体のみ確認されたものもあるようだが、頻度について、例えばどういう期間で実施したか記載する必要はないのか。何か目安があった方が分かりやすい。

【 顧 問 】 昆虫の調査結果はトラップによるものだと思うが、これだけ捕まるなら、結構元は多いと思う。

【 経 産 省 】 基本的にはトラップによるものだと思うが、他のものもあったと思う。

【 顧 問 】 極端な表現をすると、評価したくないようにも読める。評価が難しいという話なら、リプレースのような工事だけで、緑地も常時確保されているのであれば、「評価しない」と宣言した方が良いと考える。

【 顧 問 】 私も賛成である。例えば先ほどのオオタカ、ハイタカの件でも飛翔通過なので予測しないとするよりも、彼らが実施区域を採餌場所として利用していると認めてしまい、ただ直接工事するところは利用されていないこと、実施区域は利用されているので積極的に保全する、とした方が、前向きな記述だと思う。

【 顧 問 】 無理に影響が「ない」「少ない」とすると、判断基準の話になった時に、ルートセンサスやポイントセンサスの結果のみしかなく、それで本当に判断ができるのかという話になってしまう。

【 経 産 省 】 従来の考え方は、評価対象とした項目について何らかの予測評価をしなくてはならないという前提の上で、事業者がアセスとして動植物を予測評価し、その結果を受けて審査するというものである。準備書に対する審査結果としては、事業者が行ったものがアセスとしては妥当なものであろうという書き方になっている。内容に問題があれば指摘することになるが、本件のようなケースでは、準備書において本来はあまり必要のない予測を取って行った結果を受け、審査書でそれを認める形となっている。

【 顧 問 】 こうすることでよくなったとポジティブな姿勢を見せられるように、例えばモニタリングを続けて10年後にはこれだけ良くなったというように書ければ好意的になるのではと思う。

【 顧 問 】 短絡的に「影響が少ない」という結論に持っていこうとしているのが変だと感じる。この事業については生態系には大きな影響はないと皆が感じていることと思われる。今後、新たな事業を始める時に、環境に対する配慮が求められる時代であるから、きちんと意識していれば書き方やアセスに対する考え方が抜本的に変わってくるはずである。新しい事業の時に、すでに答えありきとなることを懸念しているからこのような指摘がなされている。この事業に関しては影響は大きくないとは思いますが、今後、アセスの記述は考えて行かないといけないと思う。

【経産省】最近はリプレースの事業が多いので、同じような書き方になってしまっている。もちろんリプレースだから良いという短絡的なことではなく、新設の場合はこの程度の評価でよいとは思っていない。この場では結論をお答えできないが、ご指摘を踏まえて検討させていただく。

【顧問】自然環境については、かなり進化している。

【顧問】カワヂシャの記載が少し気になる。「生育が一時的」とはどういうことか。要は本来の生育環境と異なり、基本的には工事区域外なのでここでは考えなくて良いという記載になるのではないか。

【経産省】準備書の記載を受けて書いているが、場合によっては他の種と同様の記載が良いかもしれない。

【顧問】「生育が一時的」という記載が気になったので意見を述べた。

【経産省】5号機の建設区域ではない、という記述を検討する。

【顧問】他の植物と一緒にしてまとめて記載して良いのではないか。コミミズクとか他のものもそうであるが、他の場所が生息地でたまたまここに来たものもいると思う。「生息環境に影響ない」ではなく、「利用環境への影響は少ない」とか、「確認された場所は改変区域でないから影響はない」とか具体的にしてみてもどうか。

【顧問】「周辺に生息環境がある」と記載しているが、ある程度定量的な尺度、例えば数式のようなモデルでやらないとどうしても調査をした人の主観的なものになる。研究者は定量的なやり方をしているので、積極的に取り入れてほしい。また、周辺に生息環境があるから良いというのは認識が甘い。それでは、答えありきになっていると思う。特に重要な種に対しては、定量的な評価ができないなら、このような記載はすべきではない。

【経産省】アセスとしてどこまで調査をやってもらうのか、ということについての考え方であるが、過去からの経緯もあり、1年余りの調査を行っているのが実情である。緻密にやる方向性もあるが、アセスとしてどこまで求めていくか悩ましい。

【顧問】緻密さを求めているわけではない。従来どおりのやり方で使える、使えないははっきりしてきていると思う。大まかで良いが大事なポイントを意識し、明示するのが大切である。個人の主観ではなく、何らかの定量性を求めていくべきと考える。

【顧問】リプレースして自然環境も良くなるといった視点を加えてもらえると前向きになる。

【顧問】コミミズクは、死体は確認されたが、ここに居たものではないと断定したのか。獣などが持ってきたものと考えたのか。

【経産省】死体は確認したが、その場所の状況から生息に適した環境ではないと判断している。

【顧問】小さいが草地である。審査書案で生息に適した環境でないと断定しているのは良く

ない。最低限、断定した記載は削除した方が良いと思う。準備書にはそうは書いていない。少なくとも動物がそこに来たのは確かであり、適していない環境に来ていたというのは変である。

【経産省】準備書からそのまま引用せずに要約した記載としており、その際にニュアンスが変わってしまったかもしれないので、確認する。

【顧問】アセスの指針、手引はいずれ改正されるのか。改正されない限り、事業者はあれに従う。

【経産省】改正は今後当然あると思うが、近々変える予定は無い。本来であれば、随時、手を入れていくことが望ましいとは思う。

【顧問】国交省のマニュアルは、ダム等の関係で猛禽類についてかなり神経質に記載されているので確認すると良い。

以上